

課外活動団体等における感染防止対策マニュアル作成要領

課外活動を行う団体は、京都工芸繊維大学新型コロナウイルス感染症拡大予防マニュアルに基づいた行動を行うことを基本とし、以下に則った各課外活動団体等（以下「団体」という。）の活動内容の特性を踏まえた団体における感染防止対策マニュアル（以下「団体マニュアル」という。）を作成するものとする。

1. 基本的事項

- 1) 活動開始 2 週間前から参加する全員が「健康管理票」、健康管理アプリ「健康日記」等により、自己の体調管理を行い、体調不良者は、活動に参加しないこと。また、感染者との接触が確認された場合も参加しないこと。
- 2) 個人の意思による不参加を認め、参加を強要しないこと。
- 3) 活動時だけではなく、日常生活においても参加する全員が感染症対策を徹底できること。
- 4) 団体内での連絡網が整備されており、有事に活動を休止するなど、迅速に対応できる体制となっていること。
- 5) 万が一感染が発生した場合に備え、活動記録を作成し、連絡体制を整備していること。
- 6) 活動開始後、感染者、濃厚接触者又は感染が疑われる者が発生した団体にあっては活動を一旦休止し、顧問、学生サービス課へ連絡すること。

2. 活動時間（準備、着替え等の時間を含む）

平日：16時から19時まで

土日祝日：9時から17時まで（顧問が指導・助言できる日程のみとして、最大でも3時間まで）

※ 活動時間は必要最小限とし、活動後は速やかに帰宅すること。

3. 学内施設利用等の条件

- 1) 身体的距離（2m以上）の確保
- 2) 活動前後の手洗い、手指消毒
- 3) 常時2方向以上の換気（屋外は除く）
- 4) マスク着用（屋外での身体的な活動を行う時間を除く）
- 5) 大学共用物の消毒
- 6) 対面での大きな発声は禁止
- 7) 飲食禁止（体調管理上必要とする水分補給は除く）

※ 別添施設利用基準及び活動基準を確認すること。

※ 熱中症には十分留意し、適時休憩時間をこまめに設け、水分補給は行うこと。ただし、共有のボトル等は使用せず、各自が持参すること。

※ 共同利用施設等に設置する消毒液は限りがあるため、適量・適切に使用し、団体及び個人の所有物品等の消毒は、学友会又は各団体で準備の上実施すること。

4. 禁止事項

合宿、学内外での飲食を伴う懇親会等、学外者との交流戦・練習試合（公式戦等は除く）、対面での勧誘活動

5. 参考とするガイドライン等

- 大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン（京都府）
<http://www.pref.kyoto.jp/fu-daigaku/news/documents/0805guideline.pdf>
- スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html?fbclid=IwAR1opzdYF3s6aV00YIKuKWs18NWNuklBGr97_34uPr5HCQv62Mh0SUiffiY
- スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（日本スポーツ協会）
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>
- 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策 業種別ガイドライン
<https://corona.go.jp/prevention/>

なお、上記のほか、所属する団体等や使用する施設、参加予定の大会主催者等が発行するガイドライン等も参照すること。

6. その他

本要領は、今後の感染症拡大の状況等に応じて、改訂することがあるので、適宜学生情報ポータルを確認すること。